

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇に関する規程

平成 11 年 3 月 31 日規程第 2 号

最終改正 令和 5 年 4 月 18 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 11 年条例第 1 号。以下「条例」という。）及び羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 11 年規則第 1 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、職員（条例第 19 条に規定する職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日、休暇等について、必要な事項を定めるものとする。

(1 日の正規の勤務時間)

第 2 条 条例第 3 条の規定により割り振る 1 日の職員の正規の勤務時間は、第 3 条に規定する休憩時間を除き、午前 8 時から午後 4 時 45 分までとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 2 項に規定する地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間について 15 時間 30 分以上 31 時間以内とする。

(週休日)

第 2 条の 3 条例第 4 条ただし書の規定による週休日は、所属長が定める月曜日から金曜日までの 5 日間のうちの 1 日以上とする。

(休憩時間)

第 3 条 職員の休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。

2 正規の勤務時間を超えて勤務する職員の休憩時間は、所属長が別に定める。

第 4 条 削除

(特例)

第 5 条 任命権者は、職務の遂行上特に必要がある場合は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、職員の勤務時間、正規の勤務時間の割振り、休憩時間について、別に定めることができる。

2 任命権者は、子の育児又は家族等の介護を要する職員が、育児又は介護を行うため、正規の勤務時間の変更を申し出た場合には、第2条の規定にかかわらず、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間の割り振りを変更することができる。

(週休日及び休日勤務の勤務時間)

第6条 条例第5条の規定により週休日を変更する場合において、新たに勤務時間を割り振られる日の職員の正規の勤務時間、休憩時間は、任命権者が定める。

2 条例第10条及び第11条に規定する休日並びに条例第12条に規定する代休日に勤務することを命ずる場合の職員の勤務時間、休憩時間は、任命権者が定める。

(研修期間中の勤務時間)

第7条 研修命令により、正規の勤務時間の全部又は一部について研修を受ける職員については、任命権者の別段の指示のない限り、研修期間中は、正規の勤務時間勤務したものとみなす。

(病気休暇)

第8条 条例第15条第1項及び規則第12条に規定する病気休暇の有給期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 公務上の負傷又は疾病 その療養に必要と認める期間

(2) 前号以外の負傷又は疾病 引き続き90日を超えない範囲内で、療養に必要と認める期間

2 規則第12条第4項に規定する医師の証明書は、原則として診断書とする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成21年5月21日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則(平成22年3月1日規程第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成29年4月14日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則(平成 29 年 12 月 1 日規程第 3 号)

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 20 日規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務条件、休日、休暇等に関する規程第 8 条第 1 項第 2 号の規定により承認された期間については、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

付 則(令和 5 年 4 月 18 日規程第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、令和 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 1 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第 2 条の 2 の規定を適用する。